

令和7年度愛知県薬物乱用防止推進協議会議事録

(1) 日時・場所

令和7年6月12日（木）午後2時から午後3時30分まで

愛知県三の丸庁舎8階 会議室801

(2) 出席委員（8名）（順不同、敬称略）（注）◎：議長（会長）

倉地 光一、石川 澄恵、井上 勲、吉田 哲也、川原 雅寛、森藤 真言、
祖父江 達夫、◎伊藤 泰高

(3) 代理出席者（6名）（順不同、敬称略）（注）カッコ内は委員氏名

白羽 圭子（森 幸子）、加藤 正典（西口 淳）、中森 良則（今井 一之）、
山田 和史（齊田 章宏）、小久保 幸和（佐藤 雅則）、石田 康洋（田中 泰之）

(4) 欠席委員（2名）（順不同、敬称略）

石川 誠、白井 基喜

○ 開会

保健医療局生活衛生部医薬安全課・杉浦主査

ただ今から「令和7年度愛知県薬物乱用防止推進協議会」を開催いたします。

本日の会議については、「愛知県薬物乱用防止推進協議会設置要領」の第7条2項に基づき、原則公開です。また、要領第9条により、当課のホームページに会議録を掲載する予定です。なお、掲載にあたっては事前に発言者に内容を御確認いただきますので御承知ください。

それでは、開催にあたりまして、保健医療局生活衛生部医薬安全課長の伊藤より御挨拶申し上げます。

1 挨拶

保健医療局生活衛生部医薬安全課・伊藤課長

本日は、お忙しい中「令和7年度愛知県薬物乱用防止推進協議会」に御出席をいただき、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から薬物乱用防止対策の推進のために、それぞれのお立場で御尽力をいただき、この場を借りて、厚くお礼申し上げます。

この協議会は、薬物乱用防止のための啓発事業を、総合的かつ効果的に推進する具体的方策を検討、協議することを目的として設置されております。

さて、我が国の薬物を取り巻く情勢ですが、令和6年の大麻事犯の検挙者数は、過去最多となった令和5年よりも減少したものの、引き続き高い水準となっており、本県においても

同様な傾向となっております。

特に、大麻による検挙人員のうち、30歳未満の割合は7割を超えるなど、若年層における「大麻」や「危険ドラッグ」に相当する大麻グミ等の乱用が憂慮されます。

また、近年、風邪薬や咳止め薬などを適正な用法用量を超えて大量に服用する「オーバードーズ」が若者を中心に拡がりつつあります。

そのため、安易に薬物に手を出してしまわないよう、早い時期から薬物の危険性等に関する正しい知識の普及・啓発を継続して行うことが重要です。

本日は、日頃から薬物乱用防止対策の啓発活動を行っていただいている皆様から御意見・御発言をいただき、関係者が連携を図ることで、効果的な啓発の実施につなげていきたいと考えております。

本日の協議会が実り多いものとなりますように、皆様に積極的な御発言等をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

保健医療局生活衛生部医薬安全課・杉浦主査

続いて、本日配布の資料の御確認をお願いします。次第、名簿、配席図及び資料でございます。また、啓発資材として、絆創膏、クリアファイル及びボールペンを配布しております。不足等ございましたら事務局までお知らせください。

続きまして、本日御出席の皆様の御紹介ですが、時間の関係上、配布しております名簿及び配席図により、御紹介に代えさせていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。

本協議会の議長でございますが、協議会の設置要領第5条により、議長は委員の互選により会長を選出し、会長が議長となることになっておりますが、例年、医薬安全課長が務めさせていただいております。

今年度も医薬安全課長の伊藤が会長を務めさせていただきたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

御異議がないようですので、伊藤課長を本日の協議会の会長とし、議長として議事の進行を進めていただきます。伊藤課長よろしく願いいたします。

2 議題

議長・伊藤会長

僭越ではございますが、本日の協議会の議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、議題(1)の「令和6年度啓発事業実施

結果について」と、議題（２）の「令和７年度啓発事業実施計画について」は関連がございますので、議題１と議題２を併せて、説明をお願いしたいと思います。

はじめに、各関係行政機関から説明をお願いします。

愛知県警察本部薬物銃器対策課の山田様、薬物乱用の現状も踏まえて説明をお願いします。

（１）令和６年度啓発事業実施結果について

（２）令和７年度啓発事業実施計画について

愛知県警察本部薬物銃器対策課・山田様

令和６年度の実施結果から説明します。愛知県薬物銃器対策課は薬物事犯の取り締まりの機関として、県内の薬物情勢や検挙状況について御説明させていただきます。

資料の４３ページの参考資料５を御覧ください。

先ほど議長からも薬物の検挙人員等の情勢について御説明いただき、重複する部分もございますが、令和６年の愛知県下の薬物事犯全体の検挙人員は１,０１２人でした。

一番上の表には平成３１年から５年分の検挙人員を載せてあり、過去５年さかのぼっても、毎年、千人を超える検挙人員が続き、非常に厳しい状況が続いている状況です。

この一番上の表では、覚醒剤や大麻などの薬物の種別ごとの検挙人員も載せております。これを見ていただくと、大麻事犯の検挙人員の増加は顕著です。

令和５年、過去最多を記録しましたが、令和６年も大麻の検挙人員は４５６人と令和５年にかなり近い件数であり、高止まりの状態が続いているということが言えます。

下から２番目の表５ 年代別の検挙人員（大麻）では、１０代が７７人、２０代が２８１人と他に比べて突出して高い割合を占めているという状況です。

やはり数字からしても、若年層への大麻の乱用が顕著で深刻だという状況が伺えます。

警察としては、こうした状況を踏まえて、薬物事犯の取締り等にあわせて啓発活動の両面での取り組みを進めて参りました。

啓発活動について資料の１８ページを御覧ください。愛知県警の啓発活動について記載してあります。

愛知県警薬物銃器対策課では、医薬安全課やその他関係機関の皆様の御協力を頂き、県内各所で薬物乱用防止の街頭キャンペーンや講話を積極的に実施して参りました。

また、薬物の再乱用防止についても取り組み、警察で検挙した初犯の被疑者に対して、リーフレットを手渡して、薬物の害悪や困ったときの相談先を教示するというような取組も、行ってきました。令和６年中は、１８８人の対象者に対して取組を行うことができました。

次に令和７年度の事業計画について資料が３２ページを御覧ください。

愛知県警薬物銃器対策課としては、引き続き、薬物事犯の取締りを徹底してやっていき、これとあわせて広報啓発活動にも力を入れていきます。

具体的には、薬物乱用防止教室等の開催や薬物再乱用防止に向けた取組の２つを特に力

を入れて進めていく方針です。

引き続き愛知県薬物銃器対策課の活動の御理解、御協力を賜りますように、よろしくお願いいたします。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。

皆様からの御意見は、行政機関からの発言が終わった後にまとめてお伺いいたします。

続きまして、愛知県警察本部少年課の中森様、お願いします。

薬物乱用防止教室等の少年の非行防止の取り組みなどにつきましてお願いをいたします。

愛知県警察本部少年課・中森様

少年課では、小学生、中学生、高校生と子供に対する対策に従事をしています。

今年度の事業目標では、薬物乱用防止教室について教育委員会と連携して薬物乱用防止教室を各地で開催しています。少年サポートセンターが県内6ヶ所ありますので、その少年サポートセンターと各警察署と連携して行っています。

また議長からも御説明ありました、オーバードーズ事案につきましても、昨年参考値ではありませんが、警察として認知したオーバードーズ事案は141件でした。これはあくまでも警察で認知した数ですので、実際には、御自宅でオーバードーズを行っているお子さんを見かけても救急車を呼ぶまでの症状がないなどの場合など、警察としてはすべて認知してるわけでありません。あくまで、そういった救急車を呼び、警察も出向した際の数で報告を受けております。

過去どのぐらいあったのかというデータがありませんので、あくまで昨年社会問題にもなったため把握した件数で141件です。

少年課としましても引き続き、薬物乱用防止教室等を通じて、従来通り的大麻等もだめですよとあわせて、市販薬の多量摂取、オーバードーズ事案についても、そのようなもので悩み等は解決できませんという呼びかけと、少年相談ダイヤルなどで、そういったところを教授して、1人で抱え込まずに、相談するようにあわせて広報するような形で、啓発活動を進めていきたいと思えます。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。

続きまして、名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課の加藤様、お願いします。

名古屋市内の薬物乱用防止啓発活動の取り組みなどにつきまして、お願いをいたします。

名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課・加藤

6ページの令和6年度の実施結果の概要を御覧ください。

名古屋市健康福祉局のところから、1 「ダメ。ゼッタイ」の普及運動については、広報誌の6月号に記事のほうを掲載しております。

次に、2 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動としましては、各保健センター等にリーフレットや薬物乱用防止の啓発の文言を入れた芽が出る鉛筆を配布しています。また、ポスターについては、各区役所保健センター、市の関係公署、薬剤師会に加入している薬局に配布しております。

次に、3 不正大麻・けし撲滅運動については、愛知県や厚生労働省が作成したリーフレット等を配布しております。

あと、4 インターネット等のメディアによる啓発について、ウェブサイト等での啓発を含めて、薬物乱用防止の関係の動画を公式ウェブサイトの中にある「まるはっちゅ〜ぶ」というページで配信しています。また、同じ動画をYouTubeと啓発画像をInstagramに広告として配信しています。

その下のSNS広告では、X(旧Twitter)で、「八十亀ちゃんかんさつにつき」の作者である安藤様に依頼をして、薬物乱用防止に関する漫画を製作し、令和6年11月に、Xで配信しています。

次に、8ページの6 保健センター等による啓発活動では、街頭活動や講習会を行っております。

次に、7 若年層を対象とした啓発活動としては、若年層が利用する、中学校、高等学校、特別支援学校や大学、短期大学、専門学校、カラオケボックス、自動車学校に計966枚のポスターを配布しています。また、リーフレットについては、中学2年生と高校2年生を対象に、全員分配っています。

他に、ブース等の出展です。名古屋市青少年育成市民大会への出展や高校生を対象とした啓発方法の検討で、千種保健センターが名古屋商業高等学校と共同して、啓発物品等を検討し作成しました。

次に、9ページの大学祭による薬物乱用防止啓発街頭活動について、一般社団法人名古屋市薬剤師会と共同し、大学祭が行われる秋ごろを中心に、4大学で街頭活動としてリーフレットや文房具等を配っています。

次に、(7) 薬物乱用防止啓発用動画についてです。これはシネアドという映画の、上映前に行われる広告で、そこで動画を放映しています。

次に、(8) ライブイベントへの出展では、ライブイベントにブースを出展して、アンケートや啓発物品を配布しております。

次に、10ページの(9) 名古屋市営地下鉄への広告掲示を行いました。

次に、(10) スポーツ試合会場におけるブース出展では、プロバスケットボールチームの名古屋ダイヤモンドドルフィンズの試合会場にて、名古屋ダイヤモンドドルフィンズの選手を題材としたポスターを掲示したり、クリアファイルを配布したりしています。

結果は以上です。次に、令和7年度の予定です。30ページを御覧ください。

大学祭での街頭活動など大きなところは同じような形で実施予定ですが、大学祭も過去にあまりやってないようなところを選び、人数の多そうなところでやっていくなど細かいところは変えながらやっていこうと考えています。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。

続きまして、愛知県教育委員会保健体育課の祖父江様、お願いします。

小中高等学校において、それぞれ薬物乱用防止教室を実施していただいているかと思えます。この辺りの取り組みの状況を踏まえ御発言をお願いできればと思います。

愛知県教育委員会保健体育課・祖父江委員

資料は18ページを御覧ください。

教育委員会では、薬物乱用の対象者をもとに、4つの課に分かれて対策をしております。

P T Aをはじめとする社会教育団体に対してはあいちの学び推進課、小学校・中学校に対しては義務教育課、高校に対しては高等学校教育課、そして、養護教諭的な立場、保健の立場から、我々保健体育課が対応しています。

それではまず令和6年度の、薬物濫用防止対策事業の実施状況について御説明をします。

18ページにあるあいちの学び推進課では、P T A等の社会教育関係団体が集まる場で、薬物乱用防止に関する講話の実施などの指導啓発を行いました。昨年度は、県警にも御協力をいただいております。

19ページを御覧ください。高等学校教育課及び義務教育課では、年3回ある長期休業前に、薬物乱用防止に関する通知文を出しております、教育現場における指導の強化を図っております。

また、義務教育課におきましては、市町村教育委員会の生徒指導担当などを対象に、生徒指導担当の講習会を県警少年課の協力のもと実施し、薬物乱用を含む非行問題等についての研修を実施しました。

20ページを御覧ください。保健体育課では、学校における薬物乱用防止教育充実のため、各学校の主導的立場である教員を対象とした研修を実施しました。昨年度は、薬物乱用、特にオーバードーズについて、研修を実施しています。

また、薬物の乱用防止に関する通知の発出や啓発資料の配布も本課から行っています。

続きまして今年度の取り組みです。資料32ページを御覧ください。

今年度につきましても、事業計画に示されております事業内容を実施いたしまして、薬物乱用防止の啓発等に努めて参ります。

また、国の第6次薬物乱用防止5ヵ年戦略では、すべての中学校、高等学校で、少なくとも年1回の、薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じては、小学校においても開催に努めるとされております。

本課におきましては引き続き、県立学校や教育事務所を通じまして、市町村教育委員会及び中学校等の各学校で実施の徹底を図って参ります。

参考までに、もう一度 20 ページを御覧ください。保健体育課のところに令和 6 年度の実施状況が載っています。何とか 100%になるように、今年度努めて参りたいと思います。

議長・伊藤会長

続きまして、政策企画局広報広聴課の小久保様、薬物乱用防止に関する広報活動にいろいろ御協力をいただいておりますのでその取り組みなどにつきまして、お願いをいたします。

政策企画局広報広聴課・小久保様

まず令和 6 年度の実施結果について御説明させていただきます。20 ページを御覧ください。

県の各広報媒体を活用しての薬物乱用防止啓発について、昨年度はNHK、名古屋テレビ、ZIP-FM、FM AICHI、県内ケーブルテレビ 14 局に不正大麻・けし撲滅運動の原稿を提供しております。

今年度の実施予定について 33 ページを御覧ください。

県の広報番組等において、薬物乱用防止を啓発することとしております。広報広聴課では、テレビ番組やラジオ番組、新聞に掲載しております広報誌「広報あいち」等で県の重要施策の発信やイベントの告知を行っています。取り上げる項目については、毎月各局に照会し、選定しています。

今年度につきましても、そういった各種媒体を活用しながら、薬物乱用防止を啓発していきたいと考えております。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。続きまして県民文化局県民生活部社会活動推進課の石田様、青少年の非行被害防止に対する広報啓発活動、活動などにつきましてお願いをいたします。

県民文化局県民生活部社会活動推進課・石田様

令和 6 年度の実施結果について、青少年に対する薬物乱用防止の広報啓発活動を実施しました。内容については 21 ページを御覧ください。

こちらに記載されていますとおり、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動を年に 2 回、夏と冬に期間を設け、県民運動実施要綱において、薬物乱用対策の推進を運動の重点項目の一つに掲げて、市町村、学校等の関係機関に対して、広報、啓発活動の推進を働きかけてきました。

そして今年度の実施予定について、33 ページを御覧ください。

青少年の被害・非行防止全国強化月間の名称変更に伴い、愛知県においても、青少年の被

害・非行防止に取り組む県民運動と名称を変更しました。内容については、現在、要綱等を作成中ですが、昨年度までと大きく変わる予定はありません。

今年度も薬物乱用対策の推進を重点項目の一つに掲げて、愛知県教育委員会や愛知県警察に協力を頂きながら、各市町村、学校等に対して広報啓発活動を推進していきたいと考えております。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。続きまして、医薬安全課の取り組みを事務局から説明してください。

保健医療局生活衛生部医薬安全課・山崎主任

それでは、本日お配りしてあります資料に基づき説明をさせていただきます。

まずは、「令和6年度啓発事業実施結果について」です。22ページを御覧ください。こちらは、当課が令和6年度に行った主な事業の実施結果です。

まず始めに愛知県薬物乱用防止推進協議会を開催しております。また、県保健所では、各地域での啓発活動を地区の協議会として協議しています。

次に2の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動についてです。昨年度は、名古屋市内で6・26ヤング街頭キャンペーンを実施した他に、県内で合計38か所におきまして、皆様の御協力をいただき街頭活動を行いました。また、国連支援募金を実施し、171,789円の御協力をいただきました。

次に3の「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」についてです。この事業は、例年10、11月に「地区薬物乱用防止推進協議会」を中心として、啓発活動を行っております。昨年度は、県内72か所で、薬物乱用防止指導員、保護司など皆様の協力を得て延べ1,527人により街頭活動を実施しました。また、昨年度は麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動愛知大会を11月4日に開催しました。

次に4の「薬物乱用防止指導員による啓発」につきましては、薬物乱用防止指導員400名の方に地域に密着した啓発活動や薬物乱用者に対する相談業務について御協力いただきました。

次に7の危険ドラッグに関する啓発についてです。違法薬物に関する啓発資材として、県内の高校3年生に啓発用クリアファイルを、中学3年生に啓発用リーフレットを作成・配布し、その他啓発用ポスター等を作成し関係機関に配布するなどして、啓発を行っております。

続きまして、「令和7年度保健医療局啓発事業計画について」説明します。

33ページを御覧ください。こちらは、主に当課が今年度実施する啓発事業計画について記載してあります。

まず、1についてです。「愛知県薬物乱用防止推進協議会」及び各保健所単位で「地区薬物乱用防止推進協議会」を設置し、5月から6月にかけて各地区で協議会を開催し、地域の

実情に沿った薬物乱用防止対策の協議を行っています。

次に、2の「ダメ。ゼッタイ。」普及運動についてです。本年度も、6月20日から1か月間、この運動が全国一斉に展開されます。本県では、ヤング街頭キャンペーンを、6月29日、日曜日に大須商店街で実施いたします。このキャンペーンには、ボーイスカウト、ガールスカウト、大学生など、ヤングボランティアの皆さんに御協力をいただく予定としております。運動期間中には、ポケットティッシュなどの啓発資材の配布を行う計画をしています。

なお、この内容については、41ページの参考資料4のとおり6月9日（月）に記者発表し、愛知県公式Webページにも掲載したところです。

次に、3の「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」についてです。例年10、11月に県内48地区において街頭活動を中心に啓発資材の作製及び配布を行っています。

次に4の「薬物乱用防止指導員による啓発」についてです。

薬物乱用防止指導員400名の方に地域に密着した啓発活動や薬物乱用者に対する相談業務について御協力いただいています。

なお、昨年度は、薬物乱用防止指導員講習会を麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 愛知県大会と同時開催しましたが、今年度は例年通り開催したいと思います。

その他、次の34ページのとおり5の薬物相談窓口から7の危険ドラッグに関する啓発まで、例年通り実施して行く予定としています。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。

資料では、本日御出席いただいている機関の実施結果等を掲載しておりますので、参考にさせていただければと思います。

ここで、皆様から令和6年度の各行政機関の実施計画について御意見を伺いたいと思います。

まず、最初に啓発活動をしていただいている団体の皆様方から、実際にこの運動を行っていく上で、何か御意見がございましたら、ぜひ御発言いただきたいと思います。

また、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等に限らず、日頃の活動において、感じておられることがありましたら併せて御発言ください。

まず、名古屋ダルクの倉地様にお聞きします。名古屋ダルクにおかれましては、各種講演で講師をされたり、実際に薬物・アルコール依存症に陥った方に対し、再乱用防止を目的とした薬害教育を行ったり、また、刑務所から出所された方についても援助の手を差し伸べていると伺っております。

せっかくの機会ですので、最近のダルクの活動状況について、お話をお願いします。

名古屋ダルク・倉地委員

最近のダルクの活動の新しい取り組みについては、名古屋市内であれば私たちの啓発活

動が結構浸透していて活動していますが、市外になると難しい部分があり、前年度は稲沢市の社会福祉協議会の協力のもと、稲沢市で依存症を知る連続講座という全3回の啓発活動を行うことができました。参加者数が大体延べ人数で100名ほど参加いただき、活動させていただきました。

私たちのところでも何か協力していただきたいという御依頼があれば、連携しながら、啓発活動も行いますので、お声掛けいただけたらと思います。

次に、昨年度から通所専門の施設を開所しました。そちらも利用者が少しずつ増えてきています。こちらの施設は決まった形で参加をしないといけないようなスタイルではなく、来たいときに来てもらえる形になっています。困ったことがあったときに相談に乗ってもらいたいときやプログラム参加したいとき、そういったこともなくても居場所として活用したいなど、いろんな方が来られる中で、回復のプログラムに触れ合う場所というものを提供しています。

その中で増えてきているのが、市販薬の乱用の問題での相談で、今もその通所者の中で2、3名は、市販薬の乱用の問題で困っている方がいたりします。

今、違法薬物も当然問題ではありますが、若年層の市販薬のODや乱用の問題の方が、法に触れない部分ではありますが、その依存症の問題としては大きな問題で、本当に力を入れて対処していかないといけないことだと感じています。

そういった中で、名古屋市内の中学校で、薬物乱用防止教室の一環として、通常であれば学年全体を対象にした講話が主だったものですが、その学校ではクラスごとに私たちが赴いて、そのクラスの中で体験談をお話させてもらう活動を行いました。その中で、生きづらさというテーマでグループワークを行い、身近にあるみんなが感じている生きづらさってどんなものがあるのかということを出し合い、こういう生きづらさがいずれ薬物の問題に繋がる危険があるよねということを理解してもらい、今までとは違った取り組みの中で行われたことがよかったことかと思えます。そういうこともダルクとしては協力できますので、よろしくをお願いします。

国立精神・神経医療研究センターの松本先生の研究の中では、大体、高校生の30人に1人ぐらいの割合で市販薬の乱用経験があるというデータも出ていますので、それぐらい問題が身近にあることなので、私たちが講演の中では取り上げたりしています。

今年度も引き続き、それらの活動を通して薬物乱用防止に尽力できたらと思っています。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。続きまして、愛知県更生保護女性連盟の石川様にお聞きします。

7月は社会を明るくする運動月間となっており、私ども「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と連携する形でいろいろと御協力をいただいているかと思えます。

そういった点も踏まえまして御発言いただければと思いますよろしくお願ひいたします。

愛知県更生保護女性連盟・石川委員

私たちは、保護司の先生方と一緒に活動することが多いです。

社会を明るくする運動と時期が一緒ですので、この時期、保健センターの御指導のもと、一緒に啓発運動を行っています。若い高校生たちが多いときは保護者と一緒に駅や夕方ショッピングモールへ行くようにし、啓発物を配るなどの啓発活動をしている状況です。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

続きまして、日本ボーイスカウト愛知連盟の井上様にお聞きします。

啓発資材の配布など、いろいろ薬物乱用に限らず、御協力いただいております。

これらを踏まえまして、お話をお願いいたします。

日本ボーイスカウト愛知連盟・井上委員

日本ボーイスカウト愛知連盟では、各地区が14地区あり、各保健所の薬物乱用防止推進協議会に加盟し、日頃啓発活動に努めています。

オーバードーズの問題について、認知している件数が141件ということですが、私も青少年を対象にして活動していますが、例えばオーバードーズや違法薬物やっているような気づきといったものがあればいいのかなと思います。指導者としておかしいな、何かあるかなというようなことが、何か感知できるようなことがあれば教えていただきたい。

それからいつも思いますが、検挙人員数がそう変わらない。これは皆さんが啓発活動を行い、防止効果が働いているから、この数だと思いますが、大麻などの入手方法については不思議に思います。例えば、今だとインターネットやSNSだと思いますが、何か止める方法はないのかなと。

やはりそういったものについて、あらかじめストップかける方法はないのかなと思いますし、オーバードーズについては、あまり過剰に売らないという話も聞きましたが、実際は、家全体やいろいろなところで集めれば結構な数になってしまいます。今後オーバードーズの問題は増加していくのかと懸念しています。

やはり一番身近にある薬品ですので、そういうことを考えると、その辺の対策はどうやればいいのかと思います。

それについて御意見いただければありがたいなというふうに思います。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

今の大麻等の入手方法について、そういったものの取組や対策について、県警から御意見はございますか。

愛知県警察本部薬物銃器対策課・山田様

増加している大麻事犯の入手経緯については、御指摘の通り、SNSの普及というのが爆発的に若年層に大麻を広げている、原因の一端だと承知しております。

薬物銃器対策課としても、このSNSを利用した密売人を特に集中的に取り締まることを昨年行いました。

ただ、そういう元を断つ対策ができないかというところですが、SNSの事業者の権利を侵害するようなことにもなり、できていない状況です。

そういった物理的にできなくするような働きかけというのは、重要なことだと思っておりますので、一朝一夕ではできないかもしれませんが、そういったことができるように努めていきたいと考えています。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

児童生徒が持つスマートフォンのフィルタリングなどについて、教育委員会から、親御さんや高校生だとお子さんに向けての発信というのものもあるのかもしれませんが、御意見いただきたいと思います。

愛知県教育委員会保健体育課・祖父江委員

携帯電話については、SNSでの個人情報の流出やいじめなどについて、保護者に向けてフィルタリング等の紹介を行っています。しかし、最後は御家庭でフィルタリングを入れるかどうか、場合によっては1度導入しても子供にせがまれて解除するといったこともあります。

オーバードーズを何とか防げないかっていう話は、私どもも研修を行っていますが、なかなか家庭で発見するのも難しく、学校でもわからず、場合によっては親御さんも気づくことができません。

先ほど警察や名古屋ダルクの倉知委員からあったように、大麻が犯罪というのは子供たちもわかっている、なかなかそこを踏み込むことはないんですが、オーバードーズは心理的に踏み越える障害が低いように思います。最初は少量から服用し、ある時、限度を超えてしまい、救急搬送されることが起こります。

入手経路も様々で、我々の発想が及ばないようなところから入手しているということで、スマートフォンの使い方も教員よりも子供たちの方がよくわかっています。SNS等で我々が知らない繋がりもあるため、そういったことも含めて教員にも研修をしているところでございます。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

通常の市販薬を入手することになると薬局やドラッグストアになるかと思えます。この辺りは、薬局やドラッグストアに対して、医薬安全課あるいは保健所から通知を出して、20歳未満のものに販売する際には余分に買ってないか、他のところに買ってないかということに注意するように指導しています。

その中でも増えているということもあり、薬機法という薬局等々の許可を出している法律がこの5月に一部改正され、これまで通知でそういった注意をするようにという部分を、法律の中に盛り込み、売る側の責務として規定されています。施行は1年後になるかと思えますので本格的に浸透するにはもうちょっと時間がかかりますが、いずれにしろそのあたりの部分も強化していくというような対応を進めているところです。

それでは続きまして、ガールスカウト愛知県連盟の白羽様にお聞きします。

啓発資材の配布など、ボーイスカウトさんと同様、いろいろ御協力いただきましてありがとうございます。

これを踏まえてお話をお願いいたします。

ガールスカウト愛知県連盟・白羽様

今、関係各所の皆様のお話を伺って、大変努力されていらっしゃることに、ありがとうございます。

それでも、数が減らないということは、よほど根が深く、裾野が広いことだと感じています。

あと、生きづらさという言葉も出ましたが、そういった心の隙を作らないように、ガールスカウトの子供たちに、心の隙を作らせないような強い心を持つように育てていきたいと思いました。

また今年もいろいろ「ダメ。ゼッタイ。」運動は各所で、展開していきたいと思えます。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。

今までの御発言に対し、何か御意見・御発言等はございますか。

(意見・発言なし)

それでは、次に教育関係機関の委員の方に御意見を伺いたいと思えます。

先ほど来出ておりますように、パソコンやスマートフォンなど多様なインターネット接続端末の普及により、大麻は害がないなど、大麻をはじめとする、薬物に対する誤った情報が流れており、特に若年層による大麻乱用を助長する恐れが生じております。

それから先ほど来出ておりますようにオーバードーズの問題もございます。

今後ますます薬物に関する正しい情報知識を繰り返し子供たちに伝えることが重要になって参ります。

こういった点を踏まえまして、地域や教育現場における、薬物乱用防止教育の実態等につきましてお伺いしたいと思います。

まず、愛知県学校薬剤師会の吉田様、いかがでしょうか。

愛知県学校薬剤師会・吉田委員

先ほどもありましたが、薬機法の改正は来年度からになると思います。義務化される、そういう指導をしなさいということになるのですが、ただ数を買わせないという形を取っても、ドラッグストアが見渡せば、数百メートル離れたところにあります。

そうすると、1つのところでは1つだけ、もう1ヶ所で、もう1つで、さらに他のところでもう1つとなり、数が増えてくのは一緒です。

なので、数の規制をただけでは対策できないため、そういうものを買われる方に対して、何かお困り事はないですかとか、一言声をかけてあげるということも必要ではないかと話をさせてもらっています。

そういう話ができれば、それをもとに、相談先を紹介し、本当にその人に対してのケアができるような方法をしていけたらなということを考えています。

先ほどもありますけども、教育現場の方では、確か薬物乱用に関しては小学校、中学校、高校と、教育指導要綱のところにあります。薬の正しい使い方ということが小学校ではありません。基本は薬の正しい使い方を教えた上で、間違った使い方、正しい使い方をしなければ薬物乱用になるということで話をする必要があると考えています。

薬は、オーバードーズでもそうですが、少し飲んで問題がなければいいというものではなく、薬は病気に対しての治療に手助けになるものだということを認識していただき、その先の、薬の使い方の教育につなげていけたらなということを考えています。

くすりの適正使用協議会というものがありますが、その中でも、薬の正しい使い方ということで、小学生向けに動画を作り、小学校の講演や授業の中で流させていただいて、話をさせていく機会を設けさせてもらっています。

そういう形で本当に小学校から、そういう薬の正しい使い方を教育した上で、乱用に繋がらない、オーバードーズに繋がらないようなことをしていけたらと、活動しています。

議長・伊藤会長

ありがとうございました。

続きまして愛知県私学協会の川原様いかがでしょうか。

愛知県私学協会・川原様

日頃は関係各所、大変お世話になり、どうもありがとうございます。

学事振興課私学振興室から、薬物乱用防止に関する文科省通知が届きますので、それをもとに、生徒向けの啓発活動、特に講演会について、周知徹底を行っています。それに加えて、教員、保護者などの家庭の協力が得られないとなかなか難しいというところがありますので、3方向への啓発活動を行うことに力を入れております。

先ほど名古屋ダルクの倉地様がお話いただきましたが、全体での講演会や啓発活動ということよりも、いろんな要因が絡まって、先ほど生きづらさそこから薬物に手を出す、或いは自傷行為だとかが絡んできている状態があるように思われますので、やはり工夫が必要だとは思いますが、クラスごととかのような、小集団かつグループワークにすると、自分から参加している気持ちになって、我が事として考えられると思います。そういった一方通行ではなく、双方向でやれるような工夫をしていかなければいけないと最近特に感じているところであります。

もう1点は、保護者のところで、最近本当に小学校、中学校で子供たちに対して啓発活動を受けて、いろんなことを自分の子供ということ考えてもらえているのだと思いますが、育児放棄ではありませんが、そういったような環境のときに、どのように協力を得てもらうために、学校からの連絡もなかなか通じないということもあり、そういったところにもいろんなお知恵をいただければなというふうに思っております。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

続きまして、愛知県公立高等学校校長会の森藤様、いかがでしょうか。

愛知県公立高校学校長会・森藤委員

先ほど来、違法薬物、そして合法であってもオーバードーズといったところで、SNS等ネットからいろんな情報が入ってきていて、違法薬物にしても、ネットから簡単に注文して手に入ってしまうということもあり、対応に大変苦慮している状況です。

特に我々は高校生を相手にしていますので、高校生の身近に薬物が迫っているという実感はあります。

そういった中でまずは教員側の問題意識の共有について、県内12地区で高等学校生徒指導研究会というのがあります。こちらは、生徒指導主事だとか、教育相談担当が集まる会です。その中で、警察と連携をしてその課題の情報共有等を努めています。

また、生徒への啓発になると、先ほど保健体育課からありましたとおり、県立学校においては、薬物乱用防止教室を開催し、場合によっては、情報モラル教室の中で薬物についても触れるなど外部講師を活用した取り組みがあります。

他に、保健の授業でも、そういった薬物に関しての生徒たちへ指導啓発に努めております。

いずれにしても、先ほどからもお話がありました通り、生徒一人一人に焦点当てますと、生徒本人の内面や家庭環境等に課題があるというケースが少ない状況であり、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携をして、生徒の心のケアに努め、場合によっては児童相談所、警察等と連携し対応し、生徒一人一人をしっかりと見守り、支えていくことに努めています。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

先ほど私学協会の川原様から、双方向での話が重要だいただきましたが、先ほど名古屋ダルクの倉地様からありましたが、名古屋市の学校で行ったグループワークはその対応だと思いますが、従来の一方的な薬物乱用防止教室、もっぱら講師から生徒に向かって話し掛けるというのに比べて、御感想をいただければと思います。

名古屋ダルクの倉地様いかがでしょうか。

名古屋ダルク・倉地委員

全然、違う感じでした。

生徒一人一人が生きづらさ、特に中学生ぐらいの子たちの生きづらさは人前で言うことすらも恥ずかしいと感じる子たちが、勇気を持って気持ちを出せる、出して自分はどういうことを生きづらいということ、そのクラスの仲間たちと一緒に共有できたということは、そういうことも話していいんだ、自分が苦しいことや辛いことを誰にでも言っているんだということが体験でき、いい経験に繋がるのではないかと思います。

感想文とかはいただきますが、その感想文だけではなかなか気づけない部分もそういうグループワークでやれるっていうことが体感としては実感があったかなというのが感想です。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

グループワークでやろうと思うとなかなか講師の力量などかなり力が求められると思います。誰しものがすぐできるということではないかと思いますが今後、そういったことがますます重要になってくると思います。

それでは、各方面で御活躍の方々から現場の御発言をいただきましたが、行政機関から何かお聞きになりたいことはありませんか。

(意見なし)

議題の(1)、(2)は、これまでとさせていただきます、議題(3)「その他」ですが、

事務局から何かありましたらお願いします。

保健医療局生活衛生部医薬安全課・山崎主任

特にありません。

議長・伊藤会長

これで本日の議事は全て終了しましたが、その他、本日の会議全体を通して、何か御意見はありますでしょうか。

愛知県学校薬剤師会・吉田委員

オーバードーズについてもそうですが、薬物乱用を行う方は心の悩みがあり、最終的に自殺してしまったというようなことに繋がると思います。

いろいろな会議がありますが、自殺予防という会議もありますし、薬物乱用防止という会議もあり、自殺予防と、薬物乱用防止が別々にあります。

その中で、薬物乱用をして、自殺に繋がっているというような、数字的なものももしわかれば何か連携できるのかなと思います。わかる方が見えたら教えていただきたいなと思います。

議長・伊藤会長

どなたか、ありますか。

(発言なし)

難しいかなと思いますが、全くおっしゃる通りだと思います。

行政も横の連携はとりながらやってはいますが、今の話でも、自殺との関連性は、薬物でもオーバードーズや大麻、覚醒剤に限らず、アルコール、たばこも一緒に、それらをやらなといけなくて、手を出す理由は、名古屋ダルクの倉地様がおっしゃった通り生きづらさから逃避しているので、一緒になってやらなきゃいけない。

今、私どもが主催しているので、薬物乱用からということで広げようとはしていますが、その問題に対する自殺者が何名いるとかっていうところの統計はちょっと申し訳ないのですが、持ち合わせてないので御容赦いただきたいと思います。

愛知県学校薬剤師会・吉田委員

精神診療科の看護師の話聞いたときに、オーバードーズをしている方は結局やめられないとありました。生きている証ということを言われました。

要はオーバードーズすることによって、生きているという問題もあり、今よく言われてい

るスマホ依存だとか、ギャンブル依存もあり、それなりの問題があるものですから、そのあたりも繋がった状態でできればと思います。

大体、自殺に繋がってってしまう可能性があるのかなというのも思いますので、よろしくをお願いします。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

いわゆる依存というくくりであれば、県も市もそうですが、依存症対策でアルコール、ギャンブル、そしてこの薬物で、家族教室や相談窓口、グループワークといったことで対策は進めております。そういったところで引き続き進めていきたいなと思っております。

名古屋ダルクさんも薬物には特化していますが、少なからずそういった問題に協力いただいている部分はありますか。

名古屋ダルク・倉地委員

依存症全般に支援をしています。2021年から2022年の救急搬送データによるとODの背景には、自傷や自殺目的が70%を超えているそうです。

自殺との関連性や、先ほどおっしゃられた通り、生き続けるために使ってる部分もあります。

その人たちがむやみにやめるっていう選択を取ることで、うまく生きられず死んでしまう方とかもいらっしゃいます。

だからこそ、やめるだけがすべてではなくて根っこにある問題を1から改善してあげないと、その人たちが、より豊かな人生を歩んでいくっていうことは難しいということがあるので、私たちは何かそういう生きづらさがある方の支援もできればとは考えていて、そういうことがあれば御相談いただけたら、対応はさせていただきますと思います。

議長・伊藤会長

ありがとうございます。

まずは、使わせないっていうところで、1度でも使うとなかなか抜け出すのが大変なので今日御参加の皆様は少なくとも共通認識でやっていただいていると思いますし、これからもやっていけると思います。

そして、すでに使っている、やっつけてしまっている方々をどう救っていくか。その根っこには生きづらさがあり、取り除いていくのはまさに一朝一夕でどうにかなる問題ではないかと思いますが、県の方も依存症対策の部分では、引き続き取り組んでおりますので御協力いただければと思います。

その他、ございますか。

(意見なし)

よろしいですか。

事務局から何かありますか。

保健医療局生活衛生部医薬安全課・山崎主任

事務局からの事務連絡が1点ございます。

配布資料の45ページの参考資料7を御覧ください。

本年5月23日付けで、「各種運動・月間等における薬物乱用防止に係る広報啓発活動の充実強化について」協議会委員の皆様には県から文書を送付させていただきました。また、厚生労働省医薬局医薬安全対策課から市販薬の乱用防止を目的とした啓発関連資料についても公開されましたので、本年度の啓発を行う上で、御活用ください。

議長・伊藤会長

これで本日の議事は全て終了しました。

それでは、マイクを事務局にお返しします。

○ 閉会

保健医療局生活衛生部医薬安全課・杉浦主査

これをもちまして、本日の協議会を終了いたします。

本日の会議録については、後日、事務局より発言者に御確認いただいた上で、医薬安全課のホームページに掲載させていただきますので、御承知ください。

本日の会議の内容を踏まえて、薬物乱用防止活動に積極的に取り組んでまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。